

～NSDプロジェクト～

塩尻総合学科新校施設整備事業 基本計画策定支援業務委託 プロポーザル実施要領（別冊）

■ 塩尻総合学科新校施設整備事業の計画概要——別—2

■ 参加表明書作成要領——別—7

塩尻総合学科新校施設整備事業基本計画策定支援業務委託プロポーザル参加表明書(単体) (様式2-1)

塩尻総合学科新校施設整備事業基本計画策定支援業務委託プロポーザル参加表明書(共同企業体) (様式2-2)

共同企業体方式の取扱い

■ 審査時提出書類作成要領——別—22

《一次審査書類》

塩尻総合学科新校施設整備事業基本計画策定支援業務委託プロポーザル管理技術者(統括)の経歴書 (様式3)

塩尻総合学科新校施設整備事業基本計画策定支援業務委託プロポーザル管理技術者(統括)の代表作品 (様式4)

塩尻総合学科新校施設整備事業基本計画策定支援業務委託プロポーザル建築(意匠)主任担当技術者の経歴書 (様式5)

塩尻総合学科新校施設整備事業基本計画策定支援業務委託プロポーザル建築(意匠)主任担当技術者の代表作品 (様式6)

塩尻総合学科新校施設整備事業基本計画策定支援業務委託プロポーザル管理技術者(統括)・主任担当技術者(一次審査用) (様式7)

塩尻総合学科新校施設整備事業基本計画策定支援業務委託プロポーザル業務の実施体制(一次審査用) (様式8)

塩尻総合学科新校施設整備事業基本計画策定支援業務委託プロポーザル提案書(一次審査用) (様式9)

《二次審査書類》

塩尻総合学科新校施設整備事業基本計画策定支援業務委託プロポーザル管理技術者(統括)・主任担当技術者(二次審査用) (様式10)

塩尻総合学科新校施設整備事業基本計画策定支援業務委託プロポーザル業務の実施体制(二次審査用) (様式11)

塩尻総合学科新校施設整備事業基本計画策定支援業務委託プロポーザル提案書(二次審査用) (様式12)

塩尻総合学科新校施設整備事業基本計画策定支援業務委託プロポーザル想定工事費(二次審査用) (様式13)

(参考様式)

■ 提案書のテーマ——別—38

■ 「長野県建設コンサルタント等の業務入札参加資格」のない者に求める提出書類——別—43

塩尻総合学科新校施設整備事業基本計画策定支援業務委託プロポーザル参加資格申請書(様式14)

提出書類確認票(様式15)

誓約書(様式16)

社会保険等加入状況申出書(様式17)

経営規模等総括表(様式18)

業務経歴書(様式19)

技術者一覧表(様式20)

■ 付属資料

(資料1) 諸要件

(資料2) 配置・案内図

(資料3) 航空写真

(資料4) 都市計画図

(資料5) 塩尻総合学科新校での1日の生活(イメージ)

(資料6) 地盤調査データ(参考)

(資料7) 塩尻志学館高等学校教室配置(学校要覧より)

塩尻総合学科新校施設整備事業の計画概要

1 計画概要

塩尻総合学科新校の校地とする塩尻志学館高校は、中信地域の内陸高地に広がるゆとりある校地の中に、落ち着いたスケール感の校舎が配置される開放感と静けさを兼ね備えた環境にある。

一番古い校舎は建設から 50 年以上経過し、老朽化が著しく、新しい校舎の建設が望まれている。また、校舎が敷地内に点在しており、複雑な動線となっている他、いわゆる片廊下のハーモニカ教室となっており、可変性の少ない空間となっている。このことは、探究的な学びや社会に開かれた学校といった新しい時代にふさわしい学びを支える学習空間として可変性に乏しい状況といえる。

生まれ変わる塩尻総合学科新校は、地域を学びのフィールドとして、地域との共創を目指し、多様な経験、学び、人との出会いを通して一人ひとりの可能性を広げられるための学習空間となることを、生徒や教職員からも期待されている。

塩尻の豊かな自然や文化、ワインや果樹栽培、精密機械などの特色ある地場産業、そして産学官民が連携した多様な教育資源を活かし、地域と協働した実践的な活動を通じて、進路の選択肢を広げるとともに、自ら課題を見つけ解決に向かう力を育むことができる総合学科高校としての学校施設整備を目指す。

2 基本計画の進め方

事業者には学校施設とその周辺の地域との連携を相乗的に計画する高度な専門知識・計画能力を求め、ほかに以下のことも求める。

(1) 幅広い意見の反映と協働

地域との連携や交流活動の継続や拡充による、学校施設利用も重要になることから、利用者や関係者の意見を幅広く反映し、周辺地域の県民も施設整備に参加できるようにシンポジウム、ワークショップ等やイベントの企画・実行に積極的に関わること。

(2) 工事設計額と業務スケジュールの管理

予定工事費を超過する場合には、その要因を明確化し、計画の途中段階で発注者と想定工事費内に収まるよう早期に協議するとともに、在校生の学校生活を保障しながら行う施設整備スケジュールに的確に対応するための業務の実施・管理体制を整えること。

(3) 外部有識者の確認

基本計画策定支援業務の進捗状況について、専門的な観点から外部有識者（本プロポーザル審査委員会の委員・アドバイザーを原則とする。）による確認と助言を受けて基本計画策定に必要な業務をまとめること。

3 敷地の条件等

- | | |
|-----------|--|
| (1) 建設地 | 長野県塩尻市広丘高出 4 の 4 |
| (2) 敷地面積 | 約 96,269 m ² （現 塩尻志学館高等学校敷地） |
| | 校舎敷地 約 41,803 m ² |
| | グラウンド 約 25,151 m ² （運動場、テニスコート） |
| | 実習地 約 29,315 m ² |
| | （畑 23,917 m ² 、果樹園 3,320 m ² 、機械練習、測量 2,078 m ² ） |
| (3) 延べ面積 | （資料 1）諸要件に記載のとおり |
| (4) 道幅 | 北側 市道 0126 号線 3.0m～6.0m、北東側 市道 3582 号線 5.1m～6.6m
南東側 市道 3086 号線 3.1m～5.4m、南側 市道 3089 号線 6.3m～7.0m |
| (5) 用途地域等 | 第一種中高層住居専用地域 |

- (6) 防火地域等 指定なし
- (7) 上・下水道 上・下水道供給地域
- (8) 電 気 中部電力からの供給地域
- (9) ガ ス L P ガス

4 予定工事費

約 61.5 億円（税込、令和 8 年 8 月時点での予定工事費）

- ・予算工事費は、改築、除却可能面積 6,582 m²、改修可能面積 1,083 m²を想定している。
ただし開放された渡り廊下・駐輪場、小規模物置等は面積に含まれないが、整備する際は予算内に含む。（【別冊資料 1】諸要件を参照）
- ・類似する公共工事の単価等による積算とする。
- ・既存校舎除却費、仮設校舎建設費、外構工事費を含む。（ただし除却費にはアスベスト除去費は含まない。）
- ・上記予定工事費を踏まえ、建設価格の高騰など現況での不確定要因にも配慮し、現実性に則した提案を求めるものとする。
- ・各建物の建築確認済証、完了検査済証（以下、確認済証等という。）の有無について、「【別冊資料 1】諸要件」のとおり。確認済証等がない建物において改修が必要となった場合、改修内容については基本計画策定時に発注者と協議する。また、建築基準法適合性等の調査は別途協議とする。

区分	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度	R12 年度	R13 年度	R14 年度	R15 年度	R16 年度	R17 年度	R18 年度
基本計画											
設計											
調査											
建設 （解体・外構含む）											

※今後、変更することがある

5 施設整備スケジュールについて

- ・開校時（令和 15 年 4 月）において、新校の学びを象徴する機能（メディアセンター・地域連携協働室等）を有した施設を利用できるよう工事工程を計画すること。（一部機能でも可。）

6 配置計画について

- ・施設整備の方向性は（【別冊資料 1】諸要件）のとおりとし、除却しない主な建屋である特別教室棟、混合教室棟、図書館・視聴覚教室棟、総合学科棟、小体育館、大体育館とどのように接続するか、長期的な将来の建替え時期も見据えた計画となるよう考慮すること。整備する施設と残す施設全体として新校に求められる機能及び調和のとれた意匠について検討すること。
- ・地域の各種学校、医療・福祉関係、地元企業・商工会、自治体、研究機関等と連携した「地域共学共創コンソーシアム」を設置し、地域の方々との共同開発や、生涯学習の出発点となるような学びを展開していくにあたって、地域とつながる空間を意識した配置計画とすること。
- ・学習環境の向上、新校が目指す学びの実現のために、メインとなる校舎の正面性を検討するとともに、経済性や合理性の枠内で、正門の位置、駐車場の配置及び台数の変更についても排除しない幅広い検討を展開すること。校内へ大型バス等の乗入れについて検討すること。
- ・敷地面積の広さを鑑み、生徒の更衣時間、移動時間に無理がないような配置計画とすること。（休み時間は 10 分間を想定。）
- ・駅から通学する生徒の動線、駐輪場を利用する生徒の動線を考慮し、安全で、学ぶのが楽しくなる

環境づくりに配慮すること。また、全校生徒の 50%を自転車通学者と想定し雨よけ付きの駐輪場を確保すること。

- ・施設整備期間中も塩尻志学館高校の生徒が通学し続けることを考慮すること。
- ・仮設校舎について、建設は原則行わないものとする。ただし、工事計画に伴い、除却する施設で学校生活に不都合が生じる場合は、「【別冊資料 1】 諸要件」内の「仮設の検討」に○を記載している施設に限り検討は可とする。

なお、仮設設備の設置をする場合は、現塩尻志学館高校敷地内とすること。

- ・学校施設建設に伴う残土の活用など、合理的で持続可能な造成計画も期待される検討の範囲内であることを認識すること。
- ・現在の学校施設の解体・新棟の建設に伴う学校及び周辺への影響については最小限になるよう配慮すること。

7 建築計画について

(1) 施設の規模等

- ・新築する施設の延床面積は、6,582 m² ~~6,422 m²~~（壁芯）を上回らないように検討すること。
 - ・残す施設と整備する施設を合わせて、延床面積の全体が 15,225 m² ~~13,737 m²~~（壁芯）を、上回らないよう検討すること。
 - ・~~活用対象としている書類倉庫（10 m²）、薬品庫（10 m²）、灯油庫（9 m²）については、経済性や合理性を考慮したうえで除却も可とする。なお、除却による新築する施設の延床面積の増は認めない。~~
（例）書類倉庫を除却した場合、延床面積の全体は、15,225 m² ~~13,737 m²~~を上回らないよう検討すること。
- ※延床面積はプロポーザル時における目安値とし、経済性や合理性を考慮した上で今後の協議とする。
- ・図書館・視聴覚教室棟、混合教室棟については、新築棟との機能整理の都合による間取り変更など、最低限の改修のみ（機能、室の移設等）可とする。
 - ・特別教室棟については、本提案の対象外だが、ホームルーム 1 クラス分の増設に対応するため、1 室分の改修を計画している。なお、これ以外の改修は実施しない。ただし、費用を伴わない各室の用途変更が必要となる場合は、基本計画の策定期間中において検討・協議とする。
 - ・安全かつ円滑な施工の確保及び将来的な学校施設の維持管理、改修工事に支障をきたさないことに配慮し、新設校舎と既設校舎の離隔距離は原則 5 m 程度確保すること。
 - ・車両が通行できる構内通路は現状維持とすること。渡り廊下等の建物が横断する場合は梁下有効 4 m を確保すること。
 - ・原則、建設地、候補地の範囲で建設を行うこと。校地中央部の構内道路については、設備配管が集中しており、また、工事車両動線や切り回しルート、学校関係者動線として使用することを想定しているため、施設の建設は原則不可とする。（建設地、候補地は「【別冊資料 2】配置図・案内図（塩尻志学館）」のとおり）
 - ・「長野スクールデザイン 2020」内の「3 学校施設の課題と整備の方向性」で提示されている学習空間、生活空間、執務空間等を考慮すること。
 - ・生徒の拠点となる従来のホームルームのほか、少人数のコース学習のための小教室の確保など、他用途に対応できる教室サイズについて検討すること。ただし、小教室については、ホームルームを間仕切り壁により小教室とできる仕様にするなど、幅広く検討すること。
 - ・教科の枠を越えて広がる教科横断型“未来探究授業”を実現できるよう、教科間、教員間、生徒間等の連携や各教科の学びの融合を支える学習空間又は生活空間を検討すること。
 - ・除却する食品製造実習棟及び農業校舎本館の一部は、食品製造実習にかかる施設のため、酒税法、食品衛生法、HACCP の考え方を取り入れた衛生管理等を考慮した施設設備とすること。
 - ・改築する体育施設は、改築前と同程度の規模を基本とする。
 - ・建設地の気候条件を十分に考慮したうえで、四季を通じた快適性を検討すること。
 - ・一足制、二足制（上足、下足の区別）について、機能性や回遊性等を考慮し、動線計画、セキュリティ

ティ、維持管理計画（仕上げを含む）等を踏まえた検討を行うこと。

(2) 生徒等動線

- ・公告日現在、全ての生徒について、南側正門からのアプローチが主動線。最寄り駅は塩尻駅。（自転車通学の生徒は、全校生徒約 577 人中 312 人※（R8.5.1 時点））
※現在はいないが、バイクで通学する生徒がいることもある。

8 耐震性能、環境配慮性能

(1) 耐震安全性の分類

官庁施設の総合耐震計画基準（平成 19 年 12 月 18 日付け国営計第 76 号、国営整第 123 号、国営設第 101 号）による、耐震安全性の分類は次のとおりとする。

ア 構造体Ⅱ 類 以上
イ 建築非構造部材.....B 類 以上
ウ 建築設備乙 類 以上

(2) 環境配慮

施設整備完了時、新築棟については最低限 ZEB Ready とする。（将来を見据え『ZEB』を目標とする。）

(3) 考慮すべき県の計画等

- ・しあわせ信州創造プラン 3.0 長野県総合 5 か年計画
- ・第 4 次長野県教育振興基本計画
- ・高校フロントランナー改革 学びの改革基本構想
- ・高校改革～夢に挑戦する学び～ 実施方針
- ・高校改革～夢に挑戦する学び～ 再編・整備計画【三次】
- ・長野県スクールデザイン 2020
- ・「長野県スクールデザイン 2020」の実装にむけて
- ・長野県ゼロカーボン戦略
- ・長野県内の建築物等における県産材利用方針
- ・信州の豊かな森林と環境を守る県産材利用促進条例
- ・高校教育改革に関する基本方針（グランドデザイン）～2040 年に向けた「N-E. X. T.（ネクスト）ハイスクール構想」～

9 基本計画策定支援業務における委託予定の内容及び範囲について（主なもの）

(1) 施設の規模の算定

必要諸室の選定及び規模等の算定

(2) 配置計画

現地における施設、校庭、駐車場等の配置計画

(3) 学習空間デザインの検討

「長野県スクールデザイン 2020」に基づき、「学習」・「生活」・「執務」・「共創」の 4 つの空間構成を踏まえ、これからの学びにふさわしい空間デザインの比較検討

(4) 構造計画・設備計画

学校の機能性及び快適性を重視し、維持管理、経済性に配慮した構造・設備計画の比較検討

(5) 概算事業費の算出

イニシャルコスト、ランニングコストの算出

(6) 施設整備事業全体スケジュールの検討（引越計画含む）

(7) 施設整備事業に関する課題等の整理

(8) 会議等の運営支援

ワークショップの企画及び開催

塩尻総合学科新校再編実施計画懇話会の資料作成及び出席

(9) 先進地視察

※アスベスト調査、測量、地盤調査は含まない。

参加表明書作成要領

1 用語の定義

(1) 管理技術者（統括）

契約の履行に関し、業務の統括的な管理等を行う者で、長野県が定める委託契約約款（建築設計）第 10 条に基づき受注者が定めた者

(2) 建築（意匠）主任担当技術者

管理技術者（統括）の下で建築（意匠）における担当技術者を総括する役割を担う者

2 参加資格要件（塩尻総合学科新校施設整備事業基本計画策定支援業務委託プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）Ⅳの再掲（一部省略））

(1) 単体参加者の場合（次の表に掲げる「区分」は実施要領Ⅳにおける当該記載部分）

区 分	参加者の人格等
(1) ア	長野県の発注する建設工事及び建設コンサルタント等の業務の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成 4 年 10 月 1 日告示第 640 号）のうち、建築コンサルタント業務の登録を行っていること、若しくは同等の資格があると認められた者（※ 1）であること。
(1) イ	建築士法（昭和 25 年法律第 202 号。以下同じ。）第 23 条第 1 項の規定による一級建築士事務所の登録を受けていること。
(1) ウ	公共性を有する建築物（建築基準法別表第 1（一）項、（二）項、又は（三）項の用途に供する建築物若しくは国又は地方公共団体が発注者である建築物）で延べ面積（建築物 1 棟あたりの面積とし、増築又は改築にあつてはその棟の当該増築又は改築に係る部分の面積をいう。）が 1,000 ㎡以上のものの新築（※ 2）、増築又は改築の設計業務の実績（基本設計及び実施設計を元請として行ったものであって、2006 年 4 月 1 日から公告日の前日までに当該業務が完了したもの。ただし、共同企業体としての実績の場合は出資比率 20%以上のものに限る。）があること。
(1) エ～セ	要件のとおり
区 分	配置技術者（単体参加者の場合） 管理技術者（統括）
(2) ア（ア）	参加者の組織に所属していること。
(2) ア（イ）	建築士法第 2 条第 2 項に規定する一級建築士の資格を有する者であること。
(2) ア（ウ）	公共性を有する建築物（建築基準法別表第 1（一）項、（二）項又は（三）項の用途に供する建築物若しくは国又は地方公共団体が発注者である建築物）で延べ面積（建築物 1 棟あたりの面積とし、増築又は改築にあつてはその棟の当該増築又は改築に係る部分の面積をいう。（カ）において同じ。）が 3,000 ㎡以上のものの新築、増築又は改築の設計業務及び工事監理業務の実績（基本設計及び実施設計及び工事監理を管理技術者（統括）若しくは担当技術者（建築意匠）として行ったものであって、2006 年 4 月 1 日から公告日の前日までに当該業務が完了したもの（※ 3）。（カ）において同じ。）があること。
区分	建築（意匠） 主任担当技術者
(2) ア（エ）	参加者の組織に所属していること。
(2) ア（オ）	建築士法第 2 条第 2 項に規定する一級建築士の資格を有する者であること。
(2) ア（カ）	公共性を有する建築物（建築基準法別表第 1（一）項、（二）項又は（三）項の用途に供する建築物若しくは国又は地方公共団体が発注者である建築物）で延べ面積が 1,000 ㎡（※ 4）以上のものの新築、増築又は改築の設計業務の実績があること。

※ 1 同等の資格があると認められた者

令和 8 年 9 月 8 日（火）16 時 30 分までに県教委が定める書類（P 別－43～別－45 を参照）を参加

表明書提出書類と同時に提出し、一次審査の前日までに同等の資格であることの確認を受けた者のことをいう。

ただし、県教委が主催した令和6年度又は令和7年度県立高等学校施設整備事業基本計画策定支援業務委託プロポーザルにおいて同等の資格があることの確認を受けた者の書類提出は不要とする（参加資格を有することの確認を受けた旨の通知（写し）を1部提出すること。）。

なお、令和5年度以前に参加資格を有することの確認を受けた旨の通知をもって、上記プロポーザルにおいて同等の資格があると認められた者は書類提出を要することに留意すること。

※2 建築基準法第2条第十四号に規定する大規模な修繕及び同第十五号に規定する大規模な模様替並びに建築基準法別表第1の項をまたぐ用途変更については、当該面積を本事業で要求する新築面積に換算できるものとみなす。（共同企業体参加者の場合における(1)ウ並びに(2)ア（ウ）、(2)ア（カ）、(2)イ（ウ）及び(2)イ（カ）において同じ。）

※3 現所属における実績に限らず、前・元所属における実績を含めることができる。この場合、参考様式（P別－37）を活用し、前・元所属の責任者に当該実績を証明してもらうこと。（(2)イ（ウ）及び(2)イ（カ）において同じ。）

※4 広く提案を求める観点から配置技術者に求める設計実績の要件を定めていますが、本業務を受託した事業者は、複雑な施設整備に長きに渡り関わる可能性があるため、発注者としてはそれ相応の高い技術力を期待しています。（(2)イ（カ）において同じ。）

（注意）本プロポーザルに参加する他の参加者である共同企業体の構成員や協力事務所ではないこと。

(2) 共同企業体参加者の場合

区 分	参加者の人格等	
	A 者（代表構成員）	B 者、C 者（代表構成員以外の構成員）
(1) ア	長野県の発注する建設工事及び建設コンサルタント等の業務の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成 4 年 10 月 1 日告示第 640 号）のうち、建築コンサルタント業務の登録を行っていること、若しくは同等の資格があると認められた者であること。	
(1) イ	建築士法（昭和 25 年法律第 202 号。以下同じ。）第 23 条第 1 項の規定による一級建築士事務所の登録を受けていること。	
(1) ウ	公共性を有する建築物（建築基準法別表第 1（一）項、（二）項又は（三）項の用途に供する建築物若しくは国又は地方公共団体が発注者である建築物）で延べ面積（建築物 1 棟あたりの面積とし、増築又は改築にあつてはその棟の当該増築又は改築に係る部分の面積をいう。）が 1,000 ㎡以上のものの新築、増築又は改築の設計業務の実績（基本設計及び実施設計を元請として行ったものであって、2006 年 4 月 1 日から公告日の前日までに当該業務が完了したもの。ただし、共同企業体としての実績の場合は出資比率 20%以上のものに限る。）があること。	
(1) エ～ソ	要件のとおり	
区 分	配置技術者	
	A 者（代表構成員）	B 者、C 者（代表構成員以外の構成員）
	管理技術者（統括）	
(2) イ（ア）	代表構成員の組織に所属していること。	
(2) イ（イ）	建築士法第 2 条第 2 項に規定する一級建築士の資格を有する者であること。	
(2) イ（ウ）	公共性を有する建築物（建築基準法別	

	表第1（一）項、（二）項又は（三）項の用途に供する建築物若しくは国又は地方公共団体が発注者である建築物）で延べ面積（建築物1棟あたりの面積とし、増築又は改築にあつてはその棟の当該増築又は改築に係る部分の面積をいう。（カ）において同じ。）が3,000㎡以上のものの新築、増築又は改築の設計業務及び工事監理業務の実績（基本設計、実施設計及び工事監理を管理技術者（統括）若しくは担当技術者（建築意匠）として行ったものであつて、2006年4月1日から公告日の前日までに当該業務が完了したものの。（カ）において同じ。）があること。	
区 分	建築（意匠）	主任担当技術者
(2)イ（エ）		構成員の組織に所属していること。
(2)イ（オ）		建築士法第2条第2項に規定する一級建築士の資格を有する者であること。
(2)イ（カ）		公共性を有する建築物（建築基準法別表第1（一）項、（二）項又は（三）項の用途に供する建築物若しくは国又は地方公共団体が発注者である建築物）で延べ面積が1,000㎡以上のものの新築、増築又は改築の設計業務の実績があること。

（注意）

- ・ 共同企業体の業務形態は、P別－18「共同企業体方式の取扱い」に適合すること。
- ・ 共同企業体の各構成員は、本プロポーザルの単体参加者又は他の共同企業体の構成員並びに協力事務所でないこと。

3 参加表明書の提出及び取扱い等

(1) 提出書類

ア 参加表明書 単体（様式2－1）、共同企業体（様式2－2）

イ 「塩尻総合学科新校施設整備事業基本計画策定支援業務委託プロポーザル実施要領」IV-1(1)、(2)の参加資格を証明する書類

- ・ IV－1(1)イ 建築士事務所登録通知書（写）
- ・ IV－1(1)ウ 2006年4月1日から公告日の前日までに完了した次の設計業務の実績を証する書類
 - ・ 建築基準法別表第1（一）項、（二）項又は（三）項の用途に供する建築物若しくは国又は地方公共団体が発注者である建築物で延べ面積が1,000㎡以上のものの新築、増築又は改築の基本設計及び実施設計を元請として業務を行ったもの
- ・ IV－1(2)ア（ウ）、IV－1(2)イ（ウ）

2006年4月1日から公告日の前日までに完了した次の設計及び工事監理業務の実績を証する書類

 - ・ 建築基準法別表第1（一）項、（二）項又は（三）項の用途に供する建築物若しくは国又は地方公共団体が発注者である建築物で延べ面積が3,000㎡以上のものの新築、増築又は改築の設計業務及び工事監理業務を管理技術者（統括）若しくは担当技術者（建築意匠）として業務を行ったもの

- ・ IV-1 (2) ア (カ) 、IV-1 (2) イ (カ)
2006 年 4 月 1 日から公告日の前日までに完了した次のいずれかの設計業務の実績を証する書類
 - ・ 建築基準法別表第 1 (一) 項、(二) 項又は(三) 項の用途に供する建築物若しくは国又は地方公共団体が発注者である建築物で延べ面積が1,000 m²以上のものの新築、増築又は改築の設計業務
 - ・ IV-1 (2) ア (イ) 、IV-1 (2) イ (イ) 、IV-1 (2) ア (オ) 、IV-1 (2) イ (オ)
資格者証 (写)
 - ・ 共同企業体の場合は共同企業体協定書 (写)
- (2) 提出部数 1 部
- (3) 取 扱 い 提出された書類は、返却しない。
- (4) そ の 他
- ア 要求する内容を逸脱した書類を提出した場合は、失格となる。
- イ 参加資格を証明できない場合は、失格となる。

4 参加表明書の作成における留意事項

設計及び工事監理実績については、参加資格を証する代表的なもの 1 点ずつについて記載すること。
管理技術者 (統括) 及び建築 (意匠) 主任担当技術者の実績「業務上の立場」欄については、「管理技術者 (統括) 」「建築 (意匠) 主任担当技術者」等、設計業務への関わりが分かるように記載すること。

5 長野県建設コンサルタント等の業務入札参加資格と同等の要件

「長野県建設コンサルタント等の業務入札参加資格」のない者は、「P 別-43～別-45」ページの『「長野県建設コンサルタント等の業務入札参加資格」のない者に求める提出書類』を参加表明書提出書類に併せて 1 部提出すること。(共同企業体の場合は入札資格のない全ての構成員がその対象)

ただし、県教委が主催した令和 6 年度又は令和 7 年度県立高等学校施設整備事業基本計画策定支援業務委託プロポーザルにおいて同等の資格があることの確認を受けた者の書類提出は不要とする (参加資格を有することの確認を受けた旨の通知 (写し) を 1 部提出すること。)

なお、令和 5 年度以前に参加資格を有することの確認を受けた旨の通知をもって、上記プロポーザルにおいて同等の資格があると認められた者は書類提出を要することに留意すること。

(様式2－1) (A4版)

塩尻総合学科新校施設整備事業基本計画策定支援業務委託プロポーザル

参 加 表 明 書 (単体)

令和8年 月 日

長野県教育委員会教育長 様

郵便番号

住所

商号又は名称

代表者

電話番号

FAX番号

メールアドレス

参加資格の証明書類を添えて、塩尻総合学科新校施設整備事業基本計画策定支援業務委託プロポーザルへの参加を表明します。

なお、下記事項及び添付書類の内容について、事実と相違ないことを誓約します。

また、実施要領Ⅳ参加者の資格要件 1 参加資格 (1)参加者の人格等エからソのいずれにも該当する者であることを誓約します。

記

1 配置予定技術者（プロポーザル実施要領Ⅳ－1 (2)で配置を求める技術者）

分 野	氏 名	資 格	所属事務所名
管理技術者（統括）			
建築（意匠）主任担当技術者			

2 建築士事務所登録

事務所名称			
所在地			
登録申請者の名称及び役員氏名			
登録番号		登録年月日	
所属する 一級建築士の人数	名		

3 設計実績

(1) 法人の実績（プロポーザル実施要領Ⅳ－１（１）ウに該当するもの）

建物名	
所在地	
発注者又は事業者	
業務内容	新築 ・ 増築 ・ 改築 に係る基本設計及び実施設計業務
当該部分の延べ面積	m ²
業務履行期間	年 月 日 から 年 月 日まで
施設の用途	

(2) 管理技術者（統括）の実績（プロポーザル実施要領Ⅳ－１（２）ア（ウ）に該当するもの）

○設計業務の実績

建物名	
所在地	
発注者又は事業者	
業務内容	新築 ・ 増築 ・ 改築 に係る基本設計及び実施設計業務
業務上の立場	
当該部分の延べ面積	m ²
業務履行期間	年 月 日 から 年 月 日まで
施設の用途	

○工事監理業務の実績

建物名	
所在地	
発注者又は事業者	
業務内容	新築 ・ 増築 ・ 改築 に係る工事監理業務
業務上の立場	
当該部分の延べ面積	m ²
業務履行期間	年 月 日 から 年 月 日まで
施設の用途	

(3) 建築（意匠）主任担当技術者の実績（プロポーザル実施要領Ⅳ－１（２）ア（カ）に該当するもの）

建物名	
所在地	
発注者又は事業者	
業務内容	新築 ・ 増築 ・ 改築 に係る基本設計及び実施設計業務
業務上の立場	
当該部分の延べ面積	m ²
業務履行期間	年 月 日 から 年 月 日まで
施設の用途	

4 その他の主要な配置予定技術者

分 野	氏 名	資格又は 実務経験年数	所属事務所名

※プロポーザル実施要領Ⅳ－１（２）で配置を求める技術者（１の配置予定技術者）以外に配置する建築（意匠）に関与する主要な技術者を、任意に記載してください。

※４欄に記載する資格は、国内外の資格を問わず、当該者が分担する分野に最も相応しいものを記載してください。

塩尻総合学科新校施設整備事業基本計画策定支援業務委託プロポーザル

参 加 表 明 書 (共同企業体)

令和8年 月 日

長野県教育委員会教育長 様

(代表構成員) 郵便番号 _____
住所 _____
商号又は名称 _____
代表者 _____
電話番号 _____
FAX番号 _____
メールアドレス _____

(構成員) 郵便番号 _____
住所 _____
商号又は名称 _____
代表者 _____
電話番号 _____
FAX番号 _____
メールアドレス _____

(構成員) 郵便番号 _____
住所 _____
商号又は名称 _____
代表者 _____
電話番号 _____
FAX番号 _____
メールアドレス _____

参加資格の証明書類を添えて、塩尻総合学科新校施設整備事業基本計画策定支援業務委託プロポーザルへの参加を表明します。

なお、下記事項及び添付書類の内容について、事実と相違ないことを誓約します。

また、実施要領Ⅳ参加者の資格要件 1 参加資格 (1) 参加者の人格等エからソのいずれにも該当する者であることを誓約します。

記

1 配置予定技術者 (プロポーザル実施要領Ⅳ-1 (2) で配置を求める技術者)

分 野	氏 名	資 格	所属事務所名
管理技術者 (統括)			
建築 (意匠) 主任担当技術者			

2 建築士事務所登録

(1) 代表構成員

事務所名称			
所在地			
登録申請者の名称 及び役員氏名			
登録番号		登録年月日	
所属する 一級建築士の人数	名		

(2) 構成員

事務所名称			
所在地			
登録申請者の名称 及び役員氏名			
登録番号		登録年月日	
所属する 一級建築士の人数	名		

(3) 構成員

事務所名称			
所在地			
登録申請者の名称 及び役員氏名			
登録番号		登録年月日	
所属する 一級建築士の人数	名		

3 設計実績

(1) 法人の実績（プロポーザル実施要領Ⅳ－１（１）ウに該当するもの）

建物名			
所在地			
発注者又は事業者			
業務内容	新築 ・ 増築 ・ 改築 に係る基本設計及び実施設計業務		
当該部分の延べ面積	㎡		
業務履行期間	年 月 日 から 年 月 日まで		
施設の用途			

(2) 管理技術者（統括）の実績（プロポーザル実施要領Ⅳ－１（２）イ（ウ）に該当するもの）

○設計業務の実績

建物名	
所在地	
発注者又は事業者	
業務内容	新築 ・ 増築 ・ 改築 に係る基本設計及び実施設計業務
業務上の立場	
当該部分の延べ面積	m ²
業務履行期間	年 月 日 から 年 月 日まで
施設の用途	

○工事監理業務の実績

建物名	
所在地	
発注者又は事業者	
業務内容	新築 ・ 増築 ・ 改築 に係る工事監理業務
業務上の立場	
当該部分の延べ面積	m ²
業務履行期間	年 月 日 から 年 月 日まで
施設の用途	

(3) 建築（意匠）主任担当技術者（プロポーザル実施要領Ⅳ－１（２）イ（カ）に該当するもの）

建物名	
所在地	
発注者又は事業者	
業務内容	新築 ・ 増築 ・ 改築 に係る基本設計及び実施設計業務
業務上の立場	
当該部分の延べ面積	m ²
業務履行期間	年 月 日 から 年 月 日まで
施設の用途	

4 その他の主要な配置予定技術者

分 野	氏 名	資格又は 実務経験年数	所属事務所名

※プロポーザル実施要領Ⅳ－１（２）で配置を求める技術者（１の配置予定技術者）以外に配置する建築（意匠）に関与する主要な技術者を、任意に記載してください。

※４欄に記載する資格は、国内外の資格を問わず、当該者が分担する分野に最も相応しいものを記載してください。

共同企業体方式の取扱い

1 共同企業体の内容

共同企業体の内容は、次のとおりとする。

かつ、「実施要領 IV参加者の資格要件」に記載された事項に該当すること。

(1) 組合せ

構成員の組合せは、代表構成員及び構成員とも、長野県建設コンサルタント等の業務入札参加資格のうち、建築コンサルタント業務の登録を行っている者、若しくは同等の資格があると認められた者とする。

なお、長野県の建築コンサルタント業務の登録がない場合、参加表明書類の提出に併せ、長野県建設コンサルタント等の業務入札参加資格申請と同等の書類の提出を求め、参加資格の要件確認を行う。

構成員の数は3者以内とする。

また、共同企業体を結成した構成員は、本業務において他の共同企業体の構成員となることができない。

(2) 業務形態

構成員の分担業務は、業務の内容により、共同企業体協定書において明らかにするものとする。

(3) 構成員の技術的要件

代表者たる構成員（以下「代表者」という。）は、管理技術者（統括）1名を配置するものとする。

(4) 代表者要件

代表者は、構成員の最大の出資比率の者とする。また、同比率の場合は、構成員において決定された者とする。

2 共同企業体協定書

共同企業体協定書（案）は、別紙1を参考に任意の書式で提出すること。

3 契約書

契約書中に特記すべき事項

共同企業体と契約を行う場合においては、契約書中に次の事項を特記するものとする。

- 一 「受注者が共同企業体を結成している場合には、受注者は、別紙の〇〇共同企業体協定書により契約書記載の業務を共同連帯して実施する。」
- 二 「受注者が共同企業体を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該共同体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。」

(別紙 1)

〇〇共同企業体協定書（案）

（目的）

第 1 条 当共同企業体は、次の業務を共同連帯して行うことを目的とする。

- 一 〇〇発注に係る〇〇業務(当該業務内容の変更に伴う業務を含む。以下「〇〇業務」という。)
- 二 前号に附帯する業務

（名称）

第 2 条 当共同企業体は、〇〇共同企業体(以下「共同体」という。)と称する。

（事務所の所在地）

第 3 条 共同体は、事務所を〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第 4 条 共同体は、令和 年 月 日に成立し、〇〇業務の委託契約の履行後〇ヵ月を経過するまでの間は、解散することができない。

（注）〇の部分には、例えば 3 と記入する。

- 2 〇〇業務を受託することができなかつたときは、共同体は、前項の規定にかかわらず、当該〇〇業務に係る委託契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の住所及び名称）

第 5 条 共同体の構成員は、次のとおりとする。

- 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
- 〇〇株式会社
- 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
- 〇〇株式会社

（代表者の名称）

第 6 条 共同体は、〇〇株式会社を代表者とする。

（代表者の権限）

第 7 条 共同体の代表者は、〇〇業務の履行に関し、共同体を代表して、発注者等と折衝する権限並びに自己の名義をもって業務委託料(前払金及び部分払金を含む。)の請求、受領及び共同体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

- 2 構成員は、成果物(契約書に規定する指定部分に係る成果物及び部分引渡しに係る成果物を含む。)等について、契約日以降著作権法(昭和 45 年法律第 48 号)第 2 章及び第 3 章に規定する著作者の権利が存続する間、当該権利に関し発注者と折衝を行う権利を共同体の代表である企業に委任するものとする。なお、共同体の解散後、共同体の代表者である企業が破産又は解散した場合においては、当該権利に関し発注者と折衝を行う権限を、代表者である企業以外の構成員である一の企業に対しその他の構成員である企業が委任するものとする。

(分担業務)

第8条 各構成員の〇〇業務の分担は、次のとおりとする。ただし、分担業務の一部につき発注者と契約内容の変更増減があったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

〇〇〇の〇〇業務 〇〇株式会社

〇〇〇の〇〇業務 〇〇株式会社

2 前項に規定する分担業務の価額(運営委員会で定める。)については、別に定めるところによるものとする。

(運営委員会)

第9条 共同体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、〇〇業務の履行に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 構成員は、運営委員会が決定した工程表によりそれぞれの分担業務の進捗を図り、委託契約の履行に関し連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 共同体の取引金融機関は、〇〇銀行とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(構成員の必要経費の分配)

第12条 構成員はその分担業務を行うため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の分配を受けるものとする。

(共通費用の分担)

第13条 本業務を行うにつき発生した共通の経費等については、分担業務額の割合により運営委員会において、各構成員の分担額を決定するものとする。

(構成員相互間の責任の分担)

第14条 構成員がその分担業務に関し、発注者及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

2 構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。

3 前2項に規定する責任について協議がととのわないときは、運営委員会の決定に従うものとする。

4 前3項の規定は、いかなる意味においても第10条に規定する共同体の責任を免れるものではない。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(業務途中における構成員の脱退)

第16条 構成員は、共同体が〇〇業務を完了する日までは脱退することはできない。

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第 17 条 構成員のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、発注者の承認を得て、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担業務を完了するものとする。ただし、残存構成員のみでは適正な履行の確保が困難なときは、残存構成員全員及び発注者の承認を得て、新たな構成員を当該共同体に加入させ、当該構成員を加えた構成員が共同連帯して破産又は解散した構成員の分担業務を完了するものとする。

2 前項の場合においては、第 14 条第 2 項及び第 3 項の規定を準用する。

(解散後のかしに対する構成員の責任)

第 18 条 共同体が解散した後においても、当該業務につきかしがあったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第 19 条 この協定書に定めのない事項については運営委員会において定めるものとする。

〇〇株式会社外〇社は、上記のとおり〇〇共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

年 月 日

〇〇株式会社

代表取締役〇〇〇〇印

〇〇株式会社

代表取締役〇〇〇〇印

〇〇株式会社

代表取締役〇〇〇〇印

〇共同企業体協定書第 8 条に基づく協定書

〇〇発注に係る〇〇業務については、〇〇共同企業体協定書第 8 条の規定により、当共同体構成員が分担する業務の業務額を次のとおり定める。

記

分担業務額（消費税分及び地方消費税分を含む。）

〇〇〇の〇〇業務 〇〇株式会社 〇〇円

〇〇〇の〇〇業務 〇〇株式会社 〇〇円

〇〇〇の〇〇業務 〇〇株式会社 〇〇円

〇〇設計株式会社外〇社は、上記のとおり分担業務額を定めたのでその証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名捺印して各自所持するものとする。

年 月 日

〇〇共同企業体

代表者 〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇〇 印

〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇〇 印

〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇〇 印

審査時提出書類作成要領

■一次審査書類について

1 書類の提出及び取扱い等

(1) 提出書類

ア 提出書類 様式3～9

イ 用紙の大きさ A4版縦（様式3～8）、
A3版横1枚、A4版1枚（様式9）（提案書）

ウ 提出部数 様式3～8：原本1部＋複写版1部
（複写版は左上をステープラにて綴ること）

様式9（提案書）：原本1部＋複写版1部

(2) 取扱い 提出された書類は、返却しない。

(3) その他

- ・ 要求する内容を逸脱した書類を提出した場合は、失格となる。
- ・ 提出書類一式のデータをCD-Rに記録し提出すること。記録するデータはPDF形式とすること。なお、記録する際には、様式3～8と様式9のPDFをそれぞれ1つのフォルダに保存すること。
- ・ 提案書データ（様式9）は、円滑な印刷処理および品質確保のため、1ファイル当たりの容量は原則20MB以下とすることとし、やむを得ず超過する場合は、適切に分割すること
- ・ 画像解像度は適正範囲（概ね300～400dpi）とすること。また、透明処理、不必要なレイヤー、ベクターデータの多用等は排除し、「PDF最適化での保存」等により印刷処理に支障を生じない構成に配慮すること。

2 書類の作成における留意事項

（様式3）【管理技術者（統括）の経歴書】

- (1) 実務経験年数は、令和8年(2026年)4月1日現在で算定することとし、実務経験年数の1年未満の端数については切り捨てること。
- (2) 立場は、設計又は工事監理への関与の度合いがわかるよう具体的に記載すること。例、「設計統括責任者」「デザイン監修」「建築意匠主担当」「建築意匠担当補佐」「設計統括(2名での共同設計)」「工事監理統括責任者」「工事監理主任担当技術者」など
- (3) 工事種別は、「新築」「増築」「改修」等の種別を記載すること。
- (4) 管理技術者（統括）に建築設計に関する受賞歴を有する実績がある場合は、施設名、受賞名、受賞年、立場を具体的に記載すること。

また、受賞実績がわかるもの（賞状のコピー、掲載された雑誌のコピー等）を添付すること。

（様式4）【管理技術者（統括）の代表作品】

- (1) 参加者の代表作品について記入すること。
- (2) 代表作品は2件とする。
- (3) 代表作品について、規模については本業務の整備規模程度のものと整備規模の3分の1程度の、異なる大小の作品にすることが望ましいが、該当しない場合であっても代表作品とすることができる。
また、用途については公共性を有する建築物（建築基準法別表第1（一）項、（二）項又は（三）項の用途に供する建築物若しくは国又は地方公共団体が発注者である建築物）のうち、それぞれ異なる用

途の作品にすることが望ましい。

- (4) 設計のコンセプト及びプロセスについては、構成は自由とするが、文章と図表スケッチとのバランスを考慮し、端的に表現すること。
- (5) 工事監理業務にも従事した場合はその旨を記入すること。

(様式5) 【建築（意匠）主任担当技術者の経歴書】

- (1) 実務経験年数は、令和8年(2026年)4月1日現在で算定することとし、実務経験年数の1年未満の端数については切り捨てること。
- (2) 立場は、設計又は工事監理への関与の度合いがわかるよう具体的に記載すること。例. 「設計統括責任者」「デザイン監修」「建築意匠主担当」「建築意匠担当補佐」「設計統括(2名での共同設計)」「工事監理統括責任者」「工事監理主任担当技術者」など
- (3) 工事種別は、「新築」「増築」「改修」等の種別を記載すること。
- (4) 主任担当技術者に建築設計に関する受賞歴を有する実績がある場合は、施設名、受賞名、受賞年、立場を具体的に記載すること。

また、受賞実績がわかるもの（賞状のコピー、掲載された雑誌のコピー等）を添付すること。

(様式6) 【建築（意匠）主任担当技術者の代表作品】

- (1) 参加者の代表作品について記入すること。
- (2) 代表作品は2件までとする。
- (3) 代表作品について2件記入する場合、規模については本業務の整備規模程度のもものと整備規模の3分の1程度の、大小異なる規模の作品にすることが望ましいが、該当しない場合であっても代表作品とすることができる。また、用途については公共性を有する建築物（建築基準法別表第1（一）項、（二）項又は（三）項の用途に供する建築物若しくは国又は地方公共団体が発注者である建築物）のうち、それぞれ異なる用途の作品にすることが望ましい。
- (4) 設計のコンセプト及びプロセスについては、構成は自由とするが、文章と図表スケッチとのバランスを考慮し、端的に表現すること。

(様式7) 【管理技術者（統括）・主任担当技術者（一次審査用）】

- (1) 管理技術者（統括）と建築(意匠)主任担当技術者は参加表明書提出書類に記載した者とする。
- (2) (1)以外の主任担当技術者は基本計画策定支援業務において配置する予定の者を任意で記載すること。（記載した主任担当技術者について、本業務の配置技術者として拘束されるものではない。）
- (3) 主任担当技術者は、管理技術者（統括）の下で各分担（建築（意匠）、建築（構造）、電気設備、機械設備、建築（積算）等）における担当技術者を総括する役割を担う者とする。

(様式8) 【業務の実施体制（一次審査用）】

- (1) 業務の実施体制として、「ワークショップ等による県民や関係者等の意見の反映方法」「コスト管理の体制（コスト管理責任者やコストコントロールの具体策）」、「業務進捗管理の体制」、についての論述は必須とする。また、提示する上限額内に実施できるよう計画すること。
- (2) そのほかに計画の手法や組織の体制（専門分野の連携を含む）など、業務のプロセスにおける特に重視する業務体制等（提案書に記載する内容を除く）も併せて論述する。
- (3) 端的に示すこと。（法人及び個人名を記載することもできる）

(様式9) 【提案書（一次審査用）】

- (1) 用紙のサイズは提案書のテーマ（P 別-38～別-39）「②NSDにふさわしい学習空間に対する理解及び検討」についてはA4版（片面・縦使い）1枚とし、その他のテーマ（①、③及び④）についてはまとめてA3版（片面・横使い）1枚とする。
- (2) 提案書のテーマ4項目を参照して、参加者の提案に際しての考え方を、文章及び概念図、スケッチ

などで簡潔に表現すること（平面図等の詳細な図面表現は避ける）。文章を補完するための最小限の写真の使用は可とする。

(3) 法人名及び個人名は記入してはならない。

(4) 本文に使用する文字の大きさは、原則として 10.5 ポイント以上とすること。図表内のキャプションなどはこの限りではない。

■二次審査書類について

1 書類の提出及び取扱い等

(1) 提出書類

ア 提出書類 様式 10～13

イ 用紙の大きさ A 4 版縦（様式 10～13）
A 3 版横（様式 12）（提案書）

ウ 提出部数 様式 10、11、13：原本 1 部＋複写版 1 部
（複写版は左上をステープラにて綴ること）

様式 12（提案書）：原本 1 部＋複写版 1 部

(2) 取扱い 提出された書類は、返却しない。

(3) その他

- ・要求する内容を逸脱した書類を提出した場合は、失格となる。
- ・上記のほか、一次審査後に追加で書類を求める場合がある。この場合、二次審査通過者へ別途連絡する。
- ・提出書類一式のデータを CD-R に記録し提出すること。記録するデータは PDF 形式とすること。なお、記録する際には、様式 10、11 と様式 12 の PDF をそれぞれ別々のフォルダに保存すること。
- ・提案書データ（様式 12）は、円滑な印刷処理および品質確保のため、1 ファイル当たりの容量は原則 20MB 以下とすることとし、やむを得ず超過する場合は、適切に分割すること
- ・画像解像度は適正範囲（概ね 300～400dpi）とすること。また、透明処理、不必要なレイヤー、ベクターデータの多用等は排除し、「PDF 最適化での保存」等により印刷処理に支障を生じない構成に配慮すること。

2 書類の作成における留意事項

（様式 10）【管理技術者（統括）・主任担当技術者（二次審査用）】

- (1) 管理技術者（統括）と建築（意匠）主任担当技術者は参加表明書提出書類に記載した者とする。
- (2) (1) 以外の主任担当技術者は、様式 11 において論じる内容を完遂するための実施体制として、建築（構造）、電気設備、機械設備及び建築（積算）の各分野を担当する者について記載すること。また、前述した分野以外に必要と思われる分野がある場合は、記入欄を追加し、必要事項を記入すること。
- (3) (2) の主任担当技術者は、原則として、基本計画策定支援業務における配置技術者と同一とし、管理技術者（統括）の下で各分担（建築（意匠）、建築（構造）、電気設備、機械設備、建築（積算）等）における担当技術者を総括する役割を担う者とする。

（様式 11）【業務の実施体制（二次審査用）】

- (1) 業務の実施体制として、「ワークショップ等による県民や関係者等の意見の反映方法」「コスト管理の体制（コスト管理責任者やコストコントロールの具体策）」、「業務進捗管理の体制」、について

の論述は必須とする。また、提示する上限額内に実施できるよう計画すること。

(2) そのほかに計画の手法や組織の体制（専門分野の連携を含む）など、業務のプロセスにおける特に重視する業務体制等（提案書に記載する内容を除く）も併せて記載・論述する。

(3) 具体的に示すこと。（法人及び個人名を記載すること）

（様式 12）【提案書（二次審査用）】

(1) 用紙のサイズは「提案書のテーマ（P 別－38～別－39）」4 項目のうち、①から③についてはA 3 版（片面・横使い）3 枚、④にあつてはA 4 版（片面・縦使い）1 枚とするとする。

(2) 提案書のテーマ4 項目を参照して、参加者の提案に際しての考え方を、文章及び概念図、スケッチなどで簡潔に表現すること（平面図等の詳細な図面表現は避ける）。文章を補完するための最小限の写真の使用は可とする。

(3) 法人名及び個人名は記入してはならない。

(4) 本文に使用する文字の大きさは、原則として 10.5 ポイント以上とすること。図表内のキャプションなどはこの限りではない。

（様式 13）想定工事費（二次審査用）

(1) 想定工事費は、以下の項目を明示して提出すること。

- ・ 工事費総額（諸経費込）（税抜・税込）
- ・ 「既存校舎除却費」「新築工事費」「改修工事費」「外構工事費」「仮設校舎建設費」

(2) 概算工事費の算定にあたっては、過去の公共建築工事における類似施設の実績単価、市場単価、刊行物単価等を用いて合理的に算出すること。また、建築、電気設備、機械設備等のコスト配分のバランスに配慮し、事業費上限内での実現可能性を確保すること。

必要に応じて、主要項目ごとの概算内訳及び算定根拠を示すこと。

(3) 下記については、想定工事費に含めないものとする。

- ・ 除却費に係るアスベスト除去費

(4) 仮設校舎建設費は、「6 配置計画」にあるとおり「【別冊資料 1】 諸要件」内の「仮設の検討」に「○」を記載している施設に限り検討対象とする。

3 プレゼンテーションの実施

2 に掲げる書類を指定される期日までに提出し、パワーポイントなどによるプレゼンテーション※を行うこと。

※プロジェクター及びスクリーンは事務局で用意します。なお、機器の仕様については別途お知らせします。

※プレゼンテーションの会場及び時間については別途お知らせします。

(様式3) (A4版)

塩尻総合学科新校施設整備事業基本計画策定支援業務委託プロポーザル

管理技術者(統括)の経歴書

①管理技術者 (統括) 氏名		②所属事務所名	
③保有資格等 一級建築士		実務経験年数 (年) (登録番号: 第 号) (登録年月日: 年 月 日)	
④主な作品	5 作品以内		
施設名 及び所在地	発注者又は 事業主	用途・構造・規模・立場・工事種別	施設完成年月 (西暦)
			年 月
			年 月
			年 月
			年 月
			年 月
⑤手持ち業務量 (2026 年 4 月 1 日現在) 合計 () 件			
主な施設名 及び所在地	発注者又は 事業主	用途・構造・規模・立場・工事種別	履行期限年月 (西暦)
			年 月
			年 月
			年 月
⑥主な受賞歴 4 件以内			
受賞した賞	受賞年月 (西暦)	対象施設名	立場
	年 月		
	年 月		
	年 月		
	年 月		

(様式4) (A4版)

塩尻総合学科新校施設整備事業基本計画策定支援業務委託プロポーザル

管理技術者(統括)の代表作品

写真又は平面図

設計コンセプト・設計プロセス

- 注意事項
- 1

外観写真、内部写真又は代表階平面図（縮尺任意）を少なくとも1点貼付してください。
- 2

写真及び平面図は、カラー印刷も可とします。ただし、その他の部分の着色は不可とします。
- 3

その他構成等は自由ですが、代表作品ごとA4版縦2ページ以内に収めてください。
- 4

設計プロセスでは設計手法や関係者の意見反映方法、問題等が生じた際の解決方法を端的に記載してください。（文字サイズ10.5ポイント以上・図表スケッチ可・写真可・着色不可（図表スケッチ、平面図及び写真以外の部分））

(様式5) (A4版)

塩尻総合学科新校施設整備事業基本計画策定支援業務委託プロポーザル

建築(意匠)主任担当技術者の経歴書

① 主任担当 技術者氏名		②所属事務所名	
③ 保有資格等 一級建築士		実務経験年数 (年) (登録番号：第 号) (登録年月日： 年 月 日)	
④ 主な作品	4 作品以内		
施設名 及び所在地	発注者又は 事業主	用途・構造・規模・立場・工事種別	施設完成年月 (西暦)
			年 月
			年 月
			年 月
			年 月
⑤ 手持ち業務量 (2026 年 4 月 1 日現在) 合計 () 件			
主な施設名 及び所在地	発注者又は 事業主	用途・構造・規模・立場・工事種別	履行期限年月 (西暦)
			年 月
			年 月
			年 月
⑥ 主な受賞歴 4 件以内			
受賞した賞	受賞年月 (西暦)	対象施設名	立場
	年 月		
	年 月		
	年 月		
	年 月		

(様式6) (A4版)

塩尻総合学科新校施設整備事業基本計画策定支援業務委託プロポーザル

建築(意匠)主任担当技術者の代表作品

写真又は平面図

設計コンセプト・設計プロセス

- 注意事項
- 1 外観写真、内部写真又は代表階平面図（縮尺任意）を少なくとも1点貼付してください。
 - 2 写真及び平面図は、カラー印刷も可とします。ただし、その他の部分の着色は不可とします。
 - 3 その他構成等は自由ですが、代表作品ごとA4版縦2ページ以内に収めてください。
 - 4 設計プロセスでは設計手法や関係者の意見反映方法、問題等が生じた際の解決方法を端的に記載してください。（文字サイズ10.5ポイント以上・図表スケッチ可・写真可・着色不可（図表スケッチ、平面図及び写真以外の部分））

(様式 7) (A 4 版)

塩尻総合学科新校施設整備事業基本計画策定支援業務委託プロポーザル

管理技術者(統括)・主任担当技術者(一次審査用)

本業務で配置する（若しくは配置する予定の）技術者の業務実績等

分担 氏名	業務経験年数 資格 (登録番号)	主要な業務実績							現に従事している主な 設計業務及び監理業務
		施設名称 用途	同 類 種 似	構造 規模	工事 種別	設計 完了 年月	立場	発注者	
管理技術者 (統括) 氏名	年 一級建築士 ()								
建築（意匠） 主任担当技術者 氏名	年 一級建築士 ()								
建築（構造） 主任担当技術者 氏名	年 一級建築士 ()								
電気設備 主任担当技術者 氏名	年 ()								
機械設備 主任担当技術者 氏名	年 ()								
建築（積算） 主任担当技術者 氏名	年 ()								
	備 考 1 業務実績は、主要な実績を記入してください。（3 件まで記入可） 2 同種・類似業務実績を優先して記入し、同種・類似業務実績の場合は、該当欄に○を付してください。 3 立場とは、その業務における役割分担をいい、管理技術者（統括）、○○主任担当技術者（○○主任）、○○担当技術者（○○担当）の別を記入し、協力者としての実績がある場合は（○○協力）と記入してください。 4 施設名称でプライバシー等の問題のある場合は、用途のみの記入で可です。（個人住宅等）								

・管理技術者（統括）と建築(意匠)主任担当技術者は参加表明書提出書類に記載した者とする事と。

(様式 8) (A 4 版)

塩尻総合学科新校施設整備事業基本計画策定支援業務委託プロポーザル

業務の実施体制(一次審査用)

本業務の実施体制として、「ワークショップ等による意見の反映方法」「コスト管理責任者やコストコントロールの具体策」、「業務進捗管理の体制」、「そのほかに特に重視する業務体制等」（提案書に記載する内容を除く）を論述すること。

A 4 版縦 1 枚以内（文字サイズ 10.5 ポイント以上・図表可・着色不可）とし、端的に示すこと。

ワークショップ等による意見の反映方法

コスト管理の体制（コスト管理責任者やコストコントロールの具体策）

業務進捗管理の体制

そのほかに特に重視する業務体制等

(様式9) (A3・A4版)

塩尻総合学科新校施設整備事業基本計画策定支援業務委託プロポーザル

提案書(一次審査用)

- ・提案書のテーマ②：A4版1枚にまとめること。
- ・提案書のテーマ①、③及び④：A3版1枚に概要をまとめること。

以下の事項を遵守してください。

(P別-22「審査時提出書類作成要領」に記載している内容の再掲です。)

- (1) 用紙のサイズは提案書のテーマ(P別-38～別-39)「②NSDにふさわしい学習空間に対する理解及び検討」についてはA4版(片面・縦使い)1枚とし、その他のテーマ(①、③及び④)についてはまとめてA3版(片面・横使い)1枚とする。
- (2) 提案書のテーマ(P別-38～別-39)4項目を参照して、参加者の提案に際しての考え方を、文章及び概念図、スケッチなどで簡潔に表現すること(平面図等の詳細な図面表現は避ける)。
文章を補完するための最小限の写真の使用は可とする。
- (3) 法人名及び個人名は記入してはならない。
- (4) 本文に使用する文字の大きさは、原則として10.5ポイント以上とすること。図表内のキャプションなどはこの限りではない。

(様式 10) (A 4 版)

塩尻総合学科新校施設整備事業基本計画策定支援業務委託プロポーザル

管理技術者(統括)・主任担当技術者(二次審査用)

本業務で配置する技術者の業務実績等

分担 氏名	業務経験年数 資格 (登録番号)	主要な業務実績							現に従事している主な 設計業務及び監理業務
		施設名称 用途	同 類 種 似	構造 規模	工事 種別	設計 完了 年月	立場	発注者	業務名・用途 構造・規模 完了予定年月日
管理技術者 (統括) 氏名	年 一級建築士 ()								
建築(意匠) 主任担当技術者 氏名	年 一級建築士 ()								
建築(構造) 主任担当技術者 氏名	年 一級建築士 ()								
電気設備 主任担当技術者 氏名	年 ()								
機械設備 主任担当技術者 氏名	年 ()								
建築(積算) 主任担当技術者 氏名	年 ()								
備 考	1 業務実績は、主要な実績を記入してください。(3件まで記入可) 2 同種・類似業務実績を優先して記入し、同種・類似業務実績の場合は、該当欄に○を付してください。 3 立場とは、その業務における役割分担をいい、管理技術者(統括)、○○主任担当技術者(○○主任)、○○担当技術者(○○担当)の別を記入し、協力者としての実績がある場合は(○○協力)と記入してください。 4 施設名称でプライバシー等の問題のある場合は、用途のみの記入で可です。(個人住宅等)								

・管理技術者(統括)と建築(意匠)主任担当技術者は参加表明書提出書類に記載した者とする。

(様式 11) (A 4 版)

塩尻総合学科新校施設整備事業基本計画策定支援業務委託プロポーザル

業務の実施体制(二次審査用)

基本計画策定支援業務の実施体制として、「ワークショップ等による意見の反映方法」「コスト管理の体制（（コスト管理責任者やコストコントロールの具体策）」、「業務進捗管理の体制」、「そのほかに特に重視する業務体制等」（提案書に記載する内容を除く）を論述し、A 4 版縦 2 枚以内（文字サイズ 10.5 ポイント以上・図表可・着色不可）とし、論述部分は具体的に示すこと。

ワークショップ等による意見の反映方法

コスト管理の体制（コスト管理責任者やコストコントロールの具体策）

業務進捗管理の体制

そのほかに特に重視する業務体制等

(様式 12) (A 3・A 4 版)

塩尻総合学科新校施設整備事業基本計画策定支援業務委託プロポーザル

提案書(二次審査用)

- ・ 提案書のテーマ①から③：A 3 版でそれぞれ 1 枚ずつにまとめること。
- ・ 提案書のテーマ④：A 4 版 1 枚にまとめること。

以下の事項を遵守してください。

(P 別－22「審査時提出書類作成要領」に記載している内容の再掲です。)

- (1) 用紙のサイズは「提案書のテーマ (P 別－38～別－39)」4 項目のうち、①から③については A 3 版 (片面・横使い) 3 枚、④にあつては A 4 版 (片面・縦使い) 1 枚とする。
- (2) 提案書のテーマ (P 別－38～別－39) 4 項目を参照して、参加者の提案に際しての考え方を、文章及び概念図、スケッチなどで簡潔に表現すること (平面図等の詳細な図面表現は避ける)。
文章を補完するための最小限の写真の使用は可とする。
- (3) 法人名及び個人名は記入してはならない。
- (4) 本文に使用する文字の大きさは、原則として 10.5 ポイント以上とすること。図表内のキャプションなどはこの限りではない。

想定工事費(二次審査用)

	面積	単価	工事費 (税抜)	工事費 (税込)
既存校舎除却費	m ²	千円	千円	千円
新築工事費	m ²	千円	千円	千円
改修工事費	m ²	千円	千円	千円
外構工事費	m ²	千円	千円	千円
仮設校舎建設費	m ²	千円	千円	千円
総工事費	m ²	千円	千円	千円

(1) 想定工事費は、以下の項目を明示して提出すること。

- ・工事費総額（諸経費込）（税抜・税込）
- ・「既存校舎除却費」「新築工事費」「改修工事費」「外構工事費」「仮設校舎建設費」

(2) 概算工事費の算定にあたっては、過去の公共建築工事における類似施設の実績単価、市場単価、刊行物単価等を用いて合理的に算出すること。また、建築、電気設備、機械設備等のコスト配分のバランスに配慮し、事業費上限内での実現可能性を確保すること。

必要に応じて、主要項目ごとの概算内訳及び算定根拠を示すこと。

(3) 下記については、想定工事費に含めないものとする。

- ・除却費に係るアスベスト除去費

(4) 仮設校舎建設費は、「6 配置計画」にあるとおり「【別冊資料 1】 諸要件」内の「仮設の検討」に「○」を記載している施設に限り検討対象とする。

参考様式

関係各位

長野県では、新しい時代に対応した建築の新しい可能性を追求するために、建築計画の段階から参画して頂くパートナーを選ぶNSDプロジェクトを始めました。

能力と熱意のある参加者を、適切に選定できるように公正・公明な仕組みを設定させていただいたつもりではございますが、高度な技術を必要とするため、どうしても参加要件が厳しくなり、次世代の再生産には貢献しない懸念について頭を悩ませておりました。

そこで、今回は、参加者が過去に所属していた事務所の作品であっても、実績に含ませていただき、間口を広げさせていただくことといたしました。端的にご評価いただき、塩尻総合学科新校施設整備事業基本計画策定支援業務委託プロポーザル実施要領に記した参加要件に達していると思われた場合には、ご署名をいただければと考えております。

関係者各位におかれましては、ご多用中、また本来の業務とは異なることで負荷をおかけしてしまいますが、趣旨をご理解いただき、ご協力いただければ幸いです。

なお、この件については、あくまで参考資料としての扱いとなり、参加要件の承認は、塩尻総合学科新校施設整備事業基本計画策定支援業務委託プロポーザル審査委員会に帰属するもので、署名者に責が及ぶものではないことを追記させていただきます。

※以下の設計業務、工事監理業務に関して、両方またはいずれか一方の該当項目に☑し、ご記入ご署名いただければ幸いです。

記

☐ 設計業務に関する実績について

_____の設計業務（基本設計及び実施設計）に関して

_____が、所定の役割を果たしたことを認めます。

☐ 工事監理業務に関する実績について

_____の工事監理業務に関して

_____が、所定の役割を果たしたことを認めます。

所属 _____

署名 _____

_____年 _____月 _____日

提案書のテーマ

新しい学校施設やその周辺の整備などの計画及び設計に当たっては、「新しい学び」や「これからの時代にふさわしい学習空間」に係る高度な専門的知識と審美眼に加えて、地域の特性、計画地とその周辺の固有の様々な課題や施設整備に係る意見・要望などを十分理解した上で事業を実施する必要がある。

また、学校施設に係る「高度な技術力」、新たな学びに係る「時代を超える学習空間デザインを生み出す力」、末永く愛され続けられる施設とするための「将来を見越す力」と「県民や関係者など一体となって計画を練り上げていく力量」を有する者と共同して計画から設計まで一貫して取り組むことが重要である。

本プロポーザルで求める、応募者が有する力量及び提案書に必須のテーマは、基本計画策定支援業務委託プロポーザル実施要領（P2）Ⅰ趣旨、「基本計画策定支援業務委託プロポーザル実施要領（別冊）（P別-2）塩尻総合学科新校施設整備事業の計画概要」、「県立学校 整備の方針」（P別-40）を踏まえ、下記4項目とする。

① 敷地条件等への建築的アプローチ

塩尻志学館高校の敷地は圃場を含めて広大である一方、校舎敷地内において様々な校舎が点在しています。中央部分に配置されている多くの校舎は新たに生まれ変わることを前提にしますが、特別教室棟、小体育館、大体育館、総合実習棟など継続的に活用していく校舎と新校舎を適切に繋ぐことによって、優れた教育環境を作り出すことが求められます。

- ・新校建設で考えられる複数の配置計画のうち、いずれかの配置計画について提案すること。
- ・また、複数の配置計画について他の可能性の考え方を説明するとともに、提案内容の配置計画を選んだ理由を記述すること。
- ・なお、コスト、工期、工事期間中における在校生の学びへの影響、施工難易度などのメリットデメリットを考慮し、工事計画、動線等は、学校生活にできる限り支障がないように配慮すること。

② NSDにふさわしい学習空間に対する理解及び検討

塩尻総合学科新校においては、総合学科高校の特徴である多彩な学び、教科の枠を越えて広がる教科横断型“未来探究授業”、地域とつながる開かれた学びを3本の柱として、塩尻にある優れた資源を活かし展開していきます。これらの学びを支えるためのゆとりある時間割りや柔軟なカリキュラム、産学官民連携や小中高連携を始めとした地域交流や地域連携により新たな価値観を創出し、クラスや学年を超えた交流を通じて塩尻総合学科新校が目指す自分像や学校像を実現していくための空間の考え方が必要となります。

これらの考え方を実現するために、既存の学習空間の課題を正しく認識し、新たな学習空間において認識した課題を克服すること、この先（近い未来・遠い未来）を見据えた学びやICTの技術改革に対する考えを整理し、計画へ反映させることが求められます。

併せて、社会が急激な変化していく中、学びの形も柔軟に変えていけるよう、フレキシブルかつ多様性を兼ね備えた空間の提案も求められます。

- ・「【別冊資料5】塩尻総合学科新校での1日の生活（イメージ）」（※）を読み、NSDにふさわしいと参加者が考える学習空間について提案・記述すること。また、スケッチやイメージ図を併記すること。なお、寸法入りの図面までは求めない。

③ 構造・設備と事業全体のコストコントロール

塩尻総合学科新校の計画においては、新校舎のみならず、必要に応じて、既存の建築年の異なる校舎の機能改変や、保全する校舎の将来的なメンテナンスに配慮するなど、これからの時代や環境の変化にも柔軟に対応できる構造・設備を計画し、それらに係る建設から維持管理までを通じて有効な資源として活用していくことが求められます。

また、将来世代への負担を可能な限り小さくするため、近年急激に建設工事費の高騰が続く中、当初想定していた以上のコストが発生する場合には、その対応について長野県（県教委）及び関係

者とその都度協議しながら調整していくことが求められます。

- ・変化が激しい時代において、主体的で多様な学びの推進と持続可能な施設整備の両立をどのように構造・設備計画で反映していくか提案・記述すること。
- ・本県で掲げる 2050 ゼロカーボン実現に向けた、適切なコストによる再生可能エネルギーの最大限の活用と ZEB での施設整備及び県産材を活用する施設整備（木質化含む）について提案・記述すること。

④ 事業実施に係るプロセスマネジメント

本事業を受託する事業者においては、塩尻総合学科新校の目指す教育に対する理解のもと、上記①から③を設計とその先の施工に反映するとともに、県民や関係者とともに一体となって実現していく、教育への熱意とプロセスマネジメントを行う力が期待されています。

- ・①から③の提案内容を完遂するため、基本計画においてどのような関わり方をしていくか提案・記述すること。

※「【別冊資料 5】塩尻総合学科新校での 1 日の生活（イメージ）」は、再編実施計画懇話会などでの議論をもとに、現時点で発注者が考える新校における生徒の動きをイメージしたものです。

県立学校 整備の方針

これからの学校における施設整備・空間デザインは、以下の6つを大きな柱として考える。

(1) これからの時代 : 変化が激しく予想困難な時代

どんな時代や状況にも対応できる、フレキシブルな空間

(現在の一斉授業から、個別最適化の授業への転換。さらに、この先の学びを見据えた空間の在り方)

(2) これからの学び : 主体的な学び、探究的な学び／個別最適な学び、協働的な学び

いろいろな学び・さまざまな人数 ⇒ 多様性をもつ学びの空間

(様々な学びの場面を実現できる空間を用意すると共に、生徒や教員の工夫により、柔軟に使用できる空間)

(3) 学習空間の捉え直し : 生徒・教職員・地域にとって必要な要素を包含した施設

ア 「学習」・「生活」・「執務」・「共創」という4つの要素に整理

イ 学習:「主体的な学び」「探究的な学び」を推進するにあたり、多様な学習スタイル、個別最適化、柔軟な授業等に対応

ウ 生活:生活空間としての機能性を高め、生徒の交流を促し、ゆとりある快適な空間を創造する。

また、一人一人の特性や障がいにも配慮し、誰にとってもやさしい空間を創造する。

エ 執務:教科の枠を超えた質の高い授業の展開、災害の発生時等にも早急な対応、生徒や教職員同士の交流の場、等が実現できる大職員室を整備する。

オ 共創:地域や企業の人々が、日常的に来校し、生徒と一緒に考え、何かをつくりあげていく、生徒と協働し、共創するための空間を整備する。

カ これら4つの要素にふさわしい空間を有機的に結び付け、学校施設全体として、面的に整備する。

(本計画において残す既存校舎とのつながりも踏まえ、塩尻総合学科新校の敷地全体で、上記の各要素が包含され、多様な学びが生まれるような施設とする)

(4) 空間の「質」 : 子どもたちが生き活きと過ごす空間

ア 機能性と快適性 ⇒ 必要な機能を満たすと共に、ヒトにとっての快適性を重視

イ 空間の「重ね使い」 ⇒ 多用途で使える工夫を意識し、無駄な空間を減らす

ウ 屋外とのつながり ⇒ 屋内だけの活動に留まらない、屋外ならではの価値

エ 家具の重要性 ⇒ 空間の使用目的に応じた適切な家具を、空間と一緒に考える

空間での多様な活動を誘発し想像力を喚起する、設えとしての内装の役割

(生徒や教職員が一日の大半を過ごす施設であることへの考慮。一人一人の想像力を喚起するような工夫。重ね使いや可変性による、整備面積の抑制を検討。)

(5) 地域と共生する学校 : 地域にとってのかけがえのない拠点施設

ア 県の多様な自然環境・地域性を考慮⇒豊かな自然や風土の恵み等を活かす

イ 地域施設との連携や役割の分担を検討⇒少子化への対応として検討

(塩尻の地域性に考慮した拠点施設とする。)

(6) 建築施設としての性能：その時々が求める基本的性能の確保

- ア 豊かな空間を支える基本性能：断熱性能の向上、空調などの機械設備と太陽光や外気などの自然エネルギーを利用するパッシブソーラーの双方のバランス
- イ ZEB化：省エネと創エネ(将来)を組み合わせ、実質的なゼロカーボンを実現

(基本的な性能を確保することは目的ではなく、子どもたちのための豊かな環境を確保するための方法であることを意識し、目指す学校を実現するための技術利用を検討。)

学びを選び、塩尻で挑み、未来を拓く総合学科

目指す 自分像

- 自身の軸を持ち、自ら課題を見つけ、価値を創り出す挑戦ができる自分
- 豊かな心を育み、他者を尊重し、互いを高め合いながら協働できる自分
- 粘り強く学び続け、自身の道を切り拓き、地元の未来を支える自分



目指す 学校像

- 多様な学びを通じて、自分らしさを伸ばし、心豊かなウェルビーイングを実現する学校
- 地域を学びのフィールドとして地域との共学共創を目指す学校
- 生徒が主人公となり、社会とともに成長し続ける学校

学 び の 3 本 柱

① ワクワク！ 多彩な学び

人生を豊かにする学びが
ここにある

【表現・感性を学ぶ】

- ▶音楽・美術・書道・演劇などを通じた総合芸術、アーティストとの創造活動

【言語を学ぶ】

- ▶フランス語、中国語、ハングルなどから始まる国際交流

【ICT 活用を学ぶ】

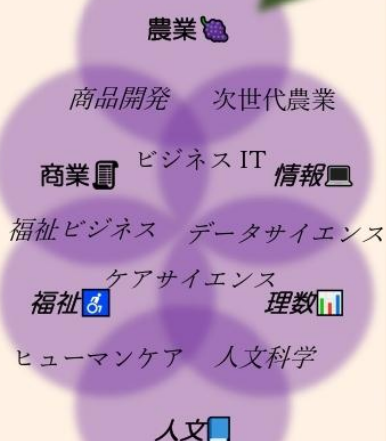
- ▶プログラミング、マルチメディア、データサイエンス

【生活を学ぶ】

- ▶農業、商業、家庭、福祉など人生を豊かにする科目

② ひろがる！ 未来と探究

教科の枠を越えて広がる
教科横断型“未来探究授業”



③ つながる！ 地域とキャリア

地域に開かれた学びの場で
地域とつながる

【産学官民連携】

- ▶「シオジリ学」
⇒地域課題解決型学習
「起業家育成プログラム」
⇒地域の未来を担う人材育成、事業創出

「ワインバレー構想」
⇒地場産業との連携

【小中高連携】

- ▶小中高一貫カリキュラム

【開かれた学び】

- ▶ブドウ収穫体験、地元の専門家・農家による公開講座、車座の対話

のびやかに学ぶ環境

❖主体的な学びを促すゆとりある時間割と柔軟なカリキュラムで、多様な学び方を実現。深い学びを通じて確かな学力を育み、大学等進学へとつなげる。

❖地域交流や地域連携に対応できる快適で柔軟な学びの空間を整備する。

クラスを越えて出会える活動の機会、活動の場所がある～生徒が主人公「私は私の人生の当事者」～

❖異学年交流により多様な視点を育み、思いやりや協調性、自ら考え行動する力を育てる。

❖仲間と支え合い、失敗から学び続けられる温かな雰囲気や仲間を醸成する（職員サポーターズシステム）。

学 び を 支 え る 仕 組 み

地域の方々との共同開発

新校が生涯学習の出発点

地域共学共創コンソーシアム

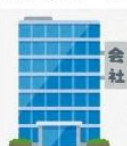
各種学校



医療・福祉関係



地元企業・商工会



自治体



研究機関



「長野県建設コンサルタント等の業務入札参加資格」のない者に求める提出書類

注) 「長野県建設コンサルタント等の業務入札参加資格」がない参加者は、**参加表明書類と同時に必ず提出してください。**（提出期限：令和8年9月8日（火）16時30分まで）

提出がない場合は失格となりますので注意してください。

（実施要領）

IV 参加者の資格要件

1 参加資格

ア 長野県の発注する建設工事及び建設コンサルタント等の業務の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成4年10月1日 告示第640号）のうち、建築コンサルタント業務の登録（以下「建築コンサルタント業務の登録」という。）を行っていること、若しくは同等の資格があると認められた者※¹であること。

※1 令和8年9月8日（火）までに県教委が定める書類を参加表明書提出書類と同時に提出し、一次審査の前日までに同等の資格があることの確認を受けた者

ただし、県教委が主催した令和6年度又は令和7年度県立高等学校施設整備事業基本計画策定支援業務委託プロポーザルにおいて同等の資格があることの確認を受けた者の提出は不要とする（参加資格を有することの確認を受けた旨の通知（写し）を1部提出すること。）。

なお、令和5年度以前に参加資格を有することの確認を受けた旨の通知をもって、上記プロポーザルにおいて同等の資格があると認められた者は書類提出を要することに留意すること。

- 長野県建設コンサルタント等の業務入札参加資格のうち、建築コンサルタント等の資格登録がない場合、参加者に長野県建設コンサルタント等の業務入札参加資格申請と同等の書類の提出を求め、塩尻総合学科新校施設整備事業基本計画策定支援業務委託プロポーザルの事務局にてその要件審査を行います。

（要件該当者のみ1次審査の対象とします。）

なお、共同企業体の場合は入札資格のない全ての構成員がその対象となります。

（全ての構成員が要件に該当する場合のみ1次審査の対象とします。）

（入札参加資格審査 の申請要件）

次に掲げる「ア～カ」すべての要件を満たしていることが必要です。

ア 建設コンサルタント等の業務に係る営業年数が、資格審査基準日（令和8年8月19日（水））の前日まで引き続き1年以上経過していること。

イ 入札参加資格を希望する建設コンサルタント等の業務の業種について、資格審査基準日の直前1年間の事業年度において業務実績があること。

ウ 資格審査基準日において、入札参加資格を希望する業種において、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による建築士事務所についての登録を受けていること。ただし、審査基準日以降に登録を抹消している場合は申請できない。

エ 「長野県税」（長野県に納税義務のある場合に限る。）及び「消費税及び地方消費税」について未納額がないこと。また、個人にあつては、個人の市町村・県民税（住民税）に未納がないこと。

オ 長野県暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者ではなく、長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領の別表第3に掲げる措置要件に該当しないこと。

- カ 申請日までに、労働保険、厚生年金保険、健康保険に加入していること（加入義務がない者は除く）。
※委任できる営業所等は、配置職員が常駐している場合に限り（常駐職員は技術者である必要はありません）。
※また、建築コンサルタントについて、建築士事務所の登録のない営業所へは委任はできません。

（申請書類）

（1）建設コンサルタント等の業務（法人）

資格要件確認書類ア～タ【提出書類確認票】参照

ア 塩尻総合学科新校施設整備事業基本計画策定支援業務委託プロポーザル参加資格申請書（様式 14）

イ 提出書類確認票（様式 15-1）

ウ 社内規則又は委任状及び常駐する配置職員（技術者でなくても可）を記載した書類（様式任意、委任状に記載でも可）（主たる営業所以外の営業所に入札に独自に参加する権限を与える場合に必要（建築コンサルタントにあつては建築士事務所の登録のある営業所に限る））

エ 登録証明書の写し又は登録通知の写し

建築コンサルタント（建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定による建築士事務所についての登録を受けている建築コンサルタント）

オ 現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書（写しでも可）

カ 長野県税の納税証明書（県税事務所長発行）【長野県に納税義務がある場合に必要】

（注）長野県税の未納がないことが確認できる証明書

キ 法人税あるいは申告所得税と消費税及び地方消費税の納税証明書（法人業者はその 3 の 3）

ク 長野県暴力団排除条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条例第 6 条第 1 項に規定する暴力団関係者ではない旨等の誓約書（様式 16）

ケ 健康保険及び厚生年金保険の加入義務がある者は、社会保険等加入状況申出書（様式 17）と併せて健康保険・厚生年金保険の領収証書、社会保険料納入証明書、健康保険・厚生年金保険資格取得確認および標準報酬決定通知書のうちいずれかの写し

コ 健康保険及び厚生年金保険の加入義務がない者は、賃金台帳、労働者名簿、源泉所得税領収書等のうちいずれかの写し又は健康保険被保険者適用除外承認証の写し

サ 労働保険の加入義務がある者は、社会保険等加入状況申出書（様式 17）と併せて、雇用保険領収済通知書の写し及び労働保険概算・確定保険料申告書の写し、又は雇用保険被保険者資格取得等通知書の写し

シ 労働保険の加入義務がない者は、賃金台帳、労働者名簿、源泉所得税領収書等のうちいずれかの写し

ス 経営規模等総括表（様式 18）

セ 業務経歴書（様式 19）

資格審査基準日の属する事業年度の直前の事業年度の年間業務実績を各希望業種（建設コンサルタント及び補償コンサルタントにおいては各部門）ごとにまとめ、必ず合計を記載すること。

ソ 資格審査基準日の属する事業年度の直前の事業年度の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書（消費税処理方式「税抜・税込の別」を記載すること。）

タ 技術者一覧表（様式 20）

資格審査基準日における技術者名等を申請業種ごとに記載すること。

(2) 建設コンサルタント等の業務（個人）

資格要件確認書類ア～ツ【提出書類確認票】参照

ア 塩尻総合学科新校施設整備事業基本計画策定支援業務委託プロポーザル参加資格申請書（様式 14）

イ 提出書類確認票（様式 15-2）

ウ 後見登記等に関する法律（平成 11 年法律第 152 号）第 10 条第 1 項に規定する登記事項証明書

（ア）成年被後見人、被保佐人及び被補助人でない場合登記されていないことの証明書

（イ）被補助人である場合登記事項証明書

エ 復権を得ない破産者でない旨の市町村又は特別区の証明書

オ 住民票

カ 登録証明書の写し又は登録通知の写し

建築コンサルタント（建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定による建築士事務所についての登録を受けている建築コンサルタント）

キ 長野県税の納税証明書（県税事務所長発行）【長野県に納税義務がある場合に必要】

（注）長野県税の未納がないことが確認できる証明書

ク 法人税あるいは申告所得税と消費税及び地方消費税の納税証明書（個人業者はその 3 の 2）

ケ 長野県内の市町村・県民税（住民税）の納税証明書（申請者の住民登録地の市町村長発行のもの）

コ 長野県暴力団排除条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条例第 6 条第 1 項に規定する暴力団関係者ではない旨等の誓約書（様式 16）

サ 健康保険及び厚生年金保険の加入義務がある者は、社会保険等加入状況申出書（様式 17）と併せて健康保険・厚生年金保険の領収証書、社会保険料納入証明書、健康保険・厚生年金保険資格取得確認および標準報酬決定通知書のうちいずれかの写し

シ 健康保険及び厚生年金保険の加入義務がない者は、賃金台帳、労働者名簿、源泉所得税領収書等のうちいずれかの写し又は健康保険被保険者適用除外承認証の写し

ス 労働保険の加入義務がある者は、社会保険等加入状況申出書（様式 17）と併せて、雇用保険領収済通知書の写し及び労働保険概算・確定保険料申告書の写し、又は雇用保険被保険者資格取得等通知書の写し

セ 労働保険の加入義務がない者は、賃金台帳、労働者名簿、源泉所得税領収書等のうちいずれかの写し

ソ 経営規模等総括表（様式 18）

タ 業務経歴書（様式 19）

資格審査基準日の属する事業年度の直前の事業年度の年間業務実績を各希望業種（建設コンサルタント及び補償コンサルタントにおいては各部門）ごとにまとめ、必ず合計を記載すること。

チ 資格審査基準日の属する事業年度の直前の事業年度の貸借対照表及び損益計算書（消費税処理方式「税抜・税込の別」を記載すること。）

ツ 技術者一覧表（様式 20）

資格審査基準日における技術者名等を申請業種ごとに記載すること。（各業種技術者重複有）

（注）登記事項証明書は、「登記されていないことの証明申請書」又は「登記事項証明申請書」により、東京法務局又は長野地方法務局あてに請求（東京法務局は窓口及び郵送可、長野地方法務局は窓口のみ）することにより交付されます。「登記されていないことの証明申請書」は、「成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がない」旨の証明書が交付されるよう記載し、申請してください。

登記事項証明書の申請用紙は、最寄りの法務局又は地方法務局若しくはその支局等で入手することができます。

(様式 14)

塩尻総合学科新校施設整備事業基本計画策定支援業務委託プロポーザル
参加資格申請書

長野県教育委員会教育長 武田 育夫 様

塩尻総合学科新校施設整備事業基本計画策定支援業務委託プロポーザル参加資格を得たいので、下記により申請します。

本申請書の添付書類の内容は事実と相違ありません。

記

自己資本額(純資産合計) (千円)		営業年数	郵便番号			申請日
住所		都道府県市区町村				
		大字以下住所				
		(登記簿上と上記住所が相違の場合入力してください)				
商号又は 名称	フリガナ					
	名称					
代表者	フリガナ					
	氏名					
	役職名					
電話番号			FAX番号			
メールアドレス					担当者名	
業務内容		資格希望 業種	登録 状況	直前1年間の年間 業務実績(千円)	資格者数	
建築コンサルタント					一級建築士	二級建築士
						木造建築士
総合計						

主たる営業所

営業所名		権限	入札参加資格

従たる営業所

営業所名		郵便番号	都道府県市区町村			権限委任	入札参加資格
大字以下住所							電話番号
代表者	フリガナ		E - MAIL				
	氏名						
	役職名						
営業所に 常駐する 配置職員 (1)	フリガナ		営業所に 常駐する 配置職員 (2)	フリガナ			
	氏名			氏名			
	役職名			役職名			

(様式 15-1)

提出書類確認票(建設コンサルタント 法人用)

商号又は名称 _____

申請内容	1 新規
------	------

(提出する書類について「申請者確認欄」に○をしてください)

提出書類(法人)		申請者 確認欄	発注者 確認欄
注:ウの書類は①②のセットですので、両方提出してください。			
ア	塩尻総合学科新校施設整備事業基本計画策定支援業務委託プロポーザル参加資格申請書(様式14)		
イ	提出書類確認票(本票)		
ウ	①社内規則又は委任状(本店以外の営業所に参加資格を付与する場合に必要な) ②常駐する配置職員を記載した書類(様式任意、委任状に記載でも可) (主たる営業所以外の営業所に入札に独自に参加する権限を与える場合に必要)		
エ	登録証明書の写し又は登録通知の写し ・建築コンサルタント(建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項の規定による建築士事務所についての登録を受けている建築コンサルタント)		
オ	現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書 (法人業者のみ必要(写しでも可))		
カ	長野県税の納税証明書(県税事務所長発行のもの)(原本) 【入札参加資格審査用:長野県税の未納がないことが確認できる納税証明書】 (長野県に納税義務がある場合に必要)(窓口で入札参加資格審査用とお伝えください。)		
キ	法人税あるいは申告所得税と消費税及び地方消費税の納税証明書 (原本) (法人業者はその3の3でお願いします。)		
ク	誓約書(様式16)		
ケ	厚生年金保険及び健康保険の加入の義務がある場合:社会保険加入状況申出書(様式17)と「健康保険・厚生年金保険の領収証書」、「社会保険料納入証明書」、「資格取得確認および標準報酬決定通知書」のいずれかの写し(社会保険加入状況申出書はスとソ併せて1部で可)		
コ	厚生年金保険及び健康保険の加入の義務がない場合:賃金台帳・労働者名簿・源泉所得税領収書等のうちいずれかの写し		
サ	労働保険の加入の義務がある場合:社会保険加入状況申出書(様式17)と「領収済通知書」及び「労働保険概算・確定保険料申告書」又は「雇用保険被保険者資格取得等通知書」の写し(社会保険加入状況申出書はスとソ併せて1部で可)		
シ	労働保険の加入の義務がない場合:賃金台帳・労働者名簿・源泉所得税領収書等のうちいずれかの写し		
ス	経営規模等総括表(様式18)		
セ	業務経歴書(直前1年分)(様式19) (資格審査基準日の属する事業年度の直前の1事業年度の建築コンサルタントの業務実績をまとめ、必ず合計を記載すること。)		
ソ	資格審査基準日直前の事業年度(基準日の属する年度の前年度)の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書 (消費税処理方式「税抜・税込の別」を記載すること。なお、株主資本等変動計算書については法人業者のみ必要。)		
タ	技術者一覧表(様式20) (資格審査基準日における技術者名等を申請業種ごとに記載すること。)		

(注) 登記事項証明書は、「登記されていないことの証明申請書」又は「登記事項証明申請書」により、東京法務局又は長野地方法務局あてに請求(東京法務局は窓口及び郵送可、長野地方法務局は窓口のみ)することにより交付されます。「登記されていないことの証明申請書」は、「成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がない」旨の証明書が交付されるよう記載し、申請してください。

登記事項証明書の申請用紙は、最寄りの法務局又は地方法務局若しくはその支局等で入手することができます。

(様式 15-2)

提出書類確認票(建設コンサルタント 個人用)

商号又は名称 _____

申請内容	1 新規
------	------

(提出する書類について「申請者確認欄」に○をしてください)

提出書類(個人)		申請者 確認欄	発注者 確認欄
ア	塩尻総合学科新校施設整備事業基本計画策定支援業務委託プロポーザル参加資格申請書(様式14)		
イ	提出書類確認票(本票)		
ウ	後見登記等に関する法律第10条第1項に規定する登記事項証明書 (ア)成年被後見人、被保佐人及び被補助人でない場合:登記されていないことの証明書 (イ)被補助人である場合:登記事項証明書		
エ	復権を得ない破産者でない旨の市町村又は特別区の証明書		
オ	住民票		
カ	登録証明書の写し又は登録通知の写し ・建築コンサルタント(建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項の規定による建築士事務所についての登録を受けている建築コンサルタント)		
キ	長野県税の納税証明書(県税事務所長発行のもの)(原本) 【入札参加資格審査用:長野県税の未納がないことが確認できる納税証明書】 (長野県に納税義務がある場合に必要)(窓口で入札参加資格審査用とお伝えください。)		
ク	法人税あるいは申告所得税と消費税及び地方消費税の納税証明書(原本) (個人業者はその3の2でお願いします。)		
ケ	長野県内の市町村・県民税(住民税)の納税証明書(申請者の住民登録地の市町村長発行のもの) 【入札参加資格審査用】(原本) (個人業者のみ必要)(申請者の住民登録地の市町村にて証明を受けてください。)		
コ	誓約書(様式16)		
サ	厚生年金保険及び健康保険の加入の義務がある場合:社会保険加入状況申出書(様式17)と「健康保険・厚生年金保険の領収証書」、「社会保険料納入証明書」、「資格取得確認および標準報酬決定通知書」のいずれかの写し(社会保険加入状況申出書はスとソ併せて1部で可)		
シ	厚生年金保険及び健康保険の加入の義務がない場合:賃金台帳・労働者名簿・源泉所得税領収書等のうちいずれかの写し		
ス	労働保険の加入の義務がある場合:社会保険加入状況申出書(様式17)と「領収済通知書」及び「労働保険概算・確定保険料申告書」又は「雇用保険被保険者資格取得等通知書」の写し(社会保険加入状況申出書はスとソ併せて1部で可)		
セ	労働保険の加入の義務がない場合:賃金台帳・労働者名簿・源泉所得税領収書等のうちいずれかの写し		
ソ	経営規模等総括表(様式18)		
タ	業務経歴書(直前1年分)(様式19) (資格審査基準日の属する事業年度の直前の1事業年度の建築コンサルタントの業務実績をまとめ、必ず合計を記載すること。)		
チ	資格審査基準日直前の事業年度(基準日の属する年度の前年度)の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書 (消費税処理方式「税抜・税込の別」を記載すること。なお、株主資本等変動計算書については法人業者のみ必要。)		
ツ	技術者一覧表(様式20) (資格審査基準日における技術者名等を申請業種ごとに記載すること。)		

(注) 登記事項証明書は、「登記されていないことの証明申請書」又は「登記事項証明申請書」により、東京法務局又は長野地方法務局あてに請求(東京法務局は窓口及び郵送可、長野地方法務局は窓口のみ)することにより交付されます。「登記されていないことの証明申請書」は、「成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がない」旨の証明書が交付されるよう記載し、申請してください。

登記事項証明書の申請用紙は、最寄りの法務局又は地方法務局若しくはその支局等で入手することができます。

(様式 16)

誓 約 書

令和 年 月 日

長野県教育委員会教育長 武田 育夫 様

住 所 (所在地)
商 号又は名 称
代表者 職 氏名

実印

塩尻総合学科新校施設整備事業基本計画策定支援業務委託プロポーザルに係る入札参加資格の審査申請にあたり、下記のとおり誓約します。

記

- 1 現在及び今後契約終了後まで次のいずれにも該当しないこと。
(1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 1 項又は財務規則(昭和 42 年長野県規則第 2 号)第 120 条第 1 項の規定により入札に参加することができないとされた者。
(2) 長野県暴力団排除条例(平成 23 年長野県条例第 21 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条例第 6 条第 1 項に規定する暴力団関係者。
- 2 競争入札への参加及び契約に係る業務の遂行にあたり、暴力団員又は暴力団関係者から不当な要求を受けたときは、遅滞なく発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。
- 3 この誓約が虚偽であったことが判明した場合、又はこの誓約に反した場合は当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てないこと。
- 4 貴職から求めがあれば、当方の役員等名簿(生年月日を含む)を提出し、これらの書類から確認できる個人情報を貴職が警察に提供することに同意すること。

社会保険等加入状況申出書

長野県教育委員会教育長 武田 育夫 様

住 所

事業所名

代表者氏名

印

下記のとおり、社会保険等に加入していることを申し出ます。

記

保険の名称	適 用	人 数
健康保険及び厚生年金保険	従業員数	
	保険加入義務者数	
	加入人数	
雇用保険 (建設コンサルタント等にあつては労働保険)	従業員数	
	保険加入義務者数	
	加入人数	
備考欄 (従業員数と加入義務者が一致しない理由)		

(注)「従業員数」と「保険加入義務者数」が一致しない場合は、備考欄にその理由を記入すること。

【添付書類】

- 健康保険及び厚生年金保険 ((1)～(3)のいずれかの写し)
 - 健康保険・厚生年金保険の領収証書
 - 社会保険料納入証明書
 - 資格取得確認および標準報酬決定通知書
- 雇用保険 (労働保険) ((1)又は(2)の写し)
 - 雇用保険の領収済通知書、労働保険概算・確定保険料申告書(雇用保険分が記載のもの)
 - 雇用保険被保険者資格取得等通知書

【注意事項】

- 加入人数が加入義務者数に満たない場合は資格要件がないものとして扱います。
- 申出書に虚偽があった場合は、入札参加停止措置又は入札参加資格の取消しを行う場合があります。
- 提出部数：1部

(様式 18)

經營規模等總括表

商号又は 名 称											
登録番号及び 登録年月日		1 級建築士事務所 第 号 年 月 日									
年間業務実績	競争入札に参加を希望する業種区分	直前２年の各事業年度の決算に基づく請負代金の額								直前２年間の年間平均業務実績	
		前前年の事業年度 (基準日の属する年度の前前年度)				直前の事業年度 (基準日の属する年度の前年度)					
		自 至	年 年	月 月	自 至	年 年	月 月	自 至	年 年		月 月
	建築コンサルタント	千円		千円		千円		千円		千円	
自己資本額	区 分	直前決算時		剰余（欠損）金処分		計		決算後の増減額		合 計	
	株 主 資 本（千円）										
	評価・換算差額等（千円）										
	新 株 予 約 権（千円）										
	計										
営業年数	創 業		転廃業（休業）			現組織への変更			営業年数		
	年 月 日		自 年 月 至 年 月			年 月 日			年		

(様式 19)

業 務 経 歴 書(年度)(参考)

(業種) (業務(部門))

[illegible]

記載要領 業種（建築コンサルタント）について作成すること。

(様式20)

技 術 者 一 覧 表

(業種 : 部門) 会社名 :

法令等による技術資格・免許等の名称	氏 名	生年月日	資格又は免許等 取得年月日	採用年月日	実務経験年月数
		大正・昭和・平成 年 月 日	昭和・平成・令和 年 月 日	昭和・平成・令和 年 月 日	年 月
		大正・昭和・平成 年 月 日	昭和・平成・令和 年 月 日	昭和・平成・令和 年 月 日	年 月
		大正・昭和・平成 年 月 日	昭和・平成・令和 年 月 日	昭和・平成・令和 年 月 日	年 月
		大正・昭和・平成 年 月 日	昭和・平成・令和 年 月 日	昭和・平成・令和 年 月 日	年 月
		大正・昭和・平成 年 月 日	昭和・平成・令和 年 月 日	昭和・平成・令和 年 月 日	年 月
		大正・昭和・平成 年 月 日	昭和・平成・令和 年 月 日	昭和・平成・令和 年 月 日	年 月
		大正・昭和・平成 年 月 日	昭和・平成・令和 年 月 日	昭和・平成・令和 年 月 日	年 月
		大正・昭和・平成 年 月 日	昭和・平成・令和 年 月 日	昭和・平成・令和 年 月 日	年 月
		大正・昭和・平成 年 月 日	昭和・平成・令和 年 月 日	昭和・平成・令和 年 月 日	年 月
		大正・昭和・平成 年 月 日	昭和・平成・令和 年 月 日	昭和・平成・令和 年 月 日	年 月
		大正・昭和・平成 年 月 日	昭和・平成・令和 年 月 日	昭和・平成・令和 年 月 日	年 月
		大正・昭和・平成 年 月 日	昭和・平成・令和 年 月 日	昭和・平成・令和 年 月 日	年 月
		大正・昭和・平成 年 月 日	昭和・平成・令和 年 月 日	昭和・平成・令和 年 月 日	年 月
		大正・昭和・平成 年 月 日	昭和・平成・令和 年 月 日	昭和・平成・令和 年 月 日	年 月
		大正・昭和・平成 年 月 日	昭和・平成・令和 年 月 日	昭和・平成・令和 年 月 日	年 月

注) 1. 申請業種ごとに技術者の状況を記入願います。

2. 生年月日、資格又は免許等取得年月日及び採用年月日は、大正・昭和・平成のいずれかに○印を付してください。